

○「毒かます」について

📖 食品衛生関係法規集② P. 1701

昭和28年6月22日
衛環発第20号
各都道府県衛生部長宛
厚生省環境衛生部長通知

「毒かます」（俗名おきかます）は、太平洋、印度洋の熱帯及び亜熱帯海岸にせい息している魚類であるが、最近我国の漁場の拡大にともない、漁獲され、一般鮮魚とともに市場に販売されるむきがあり、また、これによる中毒の発生も2、3起っている。「毒かます」は神経系を侵す固有の有毒物質を有し、食品衛生法第4条第2号に該当するものとみられるので、今後これが食用に供せられないことがないよう販売その他について十分処置されたい。特に毒かますの分布地域の魚類の陸揚げされる漁港のある都道府県においては十分注意され、食品衛生の万全を期せられたい。

❖ 戻る

(c)copyright chuohoki publishers 2005